

第 1 3 回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成 2 4 年 7 月 1 2 日

上富良野町農業委員会

第13回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成24年7月12日(木) 午前11時00分から午前11時29分

2 場 所 上富良野町役場 第3会議室

3 出席委員 12名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	長谷川裕見	2	三好 利和	4	一色 悟
5	舘尾 雄治	6	井村 悦丈	7	井村 昭次
8	杉本 隆一	9	岡和田 淳	10	石橋 信次
11	富田 成一	12	青地 修	13	中瀬 実

4 欠席委員 3番 白井 一宏

5 遅参委員 なし

6 議事日程

日程第1 会議録署名委員の決定について

日程第2 報告第1号 農地法第4条、第5条の諮問の答申について

日程第3 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について

日程第4 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 土地の現況証明書下付について

7 農業委員会事務局職員・説明員

農業委員会事務局	局長	菊池 哲雄	主査	長谷川 千晃
----------	----	-------	----	--------

局長 全員ご起立ください。「礼」 ご着席下さい。

開会の宣言

局長 只今より、第13回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
12番 青地 修 委員に合わせご唱和ください。

「唱和終了」ご着席下さい。

議長 これより、会議を進めます。
ただいまの出席委員は、12名であります。
定数に達しておりますので、これより第13回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたさせます。「局長」

局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

議長 **日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、12番 青地 修 君、1番 長谷川裕見 君を指名いたします。**

議長 **日程第2 報告第1号「農地法第4条及び第5条の諮問の答申について」の件を議題といたします。**

事務局より、報告第1号の説明をいたさせます。「事務局」

事務局 農地法第4条2件、第5条1件の答申を報告いたします。
「報告第1号朗読」

議長 報告第1号について、発言はありますか。

「発言なし」

議長 発言がなければ、報告第1号を終わります。

議長 日程第3 諮問第1号「農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。
事務局より、諮問第1号の説明をいたさせます。 「事務局」

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。
公益社団法人北海道農業開発公社から、下記のとおり利用権の設定(所有権4件)についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。
平成24年7月12日提出 上富良野町長 向山 富夫。
この4件は、平成19年度担い手支援農地保有合理化事業により、北海道農業開発公社が買い入れたもので、5年が経過したことから予定どおり4人に売り渡しを行うものです。
農用地利用集積計画の内容は、経営面積・従事日数等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。 審議の資料として、調査書をご覧ください。 以下、内容を朗読いたします。
「諮問第1号朗読」

議長 これをもって、提案に関する説明を終わります。
これより、所14番、15番、16番、17番の質疑に入ります。

「なし」の声あり

議長 これをもって質疑を、終了いたします。所14番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 これより、所15番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

これより、所16番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

これより、所17番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第4 議案第1号「農法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
事務局より、議案第1号の説明をいたさせます。 「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。農地法第5条の規定による農地の転用申請のあった譲渡人 ○○○○、譲受人 ○○○ ほか2件について審議を求めます。
平成24年7月12日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。
1番は、上下水道が埋設されている町道に接し、500m以内に役場、病院、小学校がある第3種農地となります。
2番、3番は、平成23年8月9日に審議いただいた案件です。
2件は隣接している農用地の畑地造成に伴う一時転用ですが、火山灰採取が計画通りに進まなかったことから期間延長の申請です。
2番と3番には、期間だけの変更ということですので、農業会議への諮問は必要ない案件になっております。
いずれの計画も、農地の区分と転用目的に問題はないと考えます。
審議の資料として、農地法第5条調書を添付してございます。
以下、内容を朗読いたします。 「議案第1号朗読」

議長 議案第1号について、提案に関する補足説明を願います。
8番 杉本 隆一 委員。

杉本委員 8番杉本です。議案第1号1番について、補足説明いたします。
土地所有者の○○さんは、すでに離農しています。
転用計画者の○○さんにつきましては、上富良野駐屯地に勤務する自衛官です。土地の状況ですけれども、周辺は宅地化が進み、上下水道も整備された土地で転用に問題ないと思われまます。所在地については、○○○○○の北側の住宅地の中にございます。
慎重審議、よろしく願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

事務局長 所在地の補足説明をいたします。所在地は、三好委員の畑の向かいの土地になり、昨年、自衛官と町内建設会社の社員の方が転用した間の1区画があいていたところでした。

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第1号1番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 **議案第1号2番、3番**について、提案に関する補足説明を願います。
7番 井村委員

井村委員 はい、7番井村です。議案第1号**2番3番**について、補足説明いたします。
貸主につきましては、〇〇さん、〇〇さんです。両者とも畑作経営を行っています。
借主につきましては、〇〇〇〇〇〇で、富良野市で営業をしています。
申請理由といたしまして、昨年火山灰の採取をしていましたが、5割程度の進捗率なので、計画どおりの農地造成を行うため期間延長をするものであります。
慎重審議の方、よろしく願いいたします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

議 長 事務局の方に 延長申請をした時に、工期が遅れてるから1年かかっている、という事なのだけれども、工期の関係は、果たして1年たってもまだ伸びる可能性は有るのか、それとも今までの中から言えば、1年ぐらいたてば終わりそうだから1年という形の申請なのか。

事務局 採った量という事で1年ですけども、最高3年ぐらいまではできるんですけども、3年目には終わります。

議 長 という事は少々遅れても、予算がつかないから遅れると言う意味も含んでしょう。今の状況から言えば、急に予算がつく、という予定は、余り可能性はないはずだから、また伸びる可能性が有るかもしれないという事ですわね。

議 長

これをもって質疑を終了いたします。
これより、**議案第1号2番**を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

つづいて、**議案第1号3番**を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議はありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 議案第2号「土地の現況証明下付について」の件を議題といたします。
事務局より、議案第2号の説明をいたさせます。 「事務局」

事務局 議案第2号について、農地法に基づく「農地法関係事務に係る処理基準」及び「上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領」の規定に基づき土地の現況証明書下付申請のあった、〇〇〇〇について証明書を下付したく審議を求める。

平成24年7月12日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。
本件は、平成20年11月4日農地法第5条の許可がされ、平成21年5月30日に工事が完了し、報告書が提出されている案件です。

以下、内容を朗読いたします。 「議案第2号朗読」

議 長 議案第2号について、調査を行った担当委員から補足説明をお願いします。
10番 石橋委員の補足説明を願います。

石橋委員 10番石橋です。7月3日に青地委員、三好委員と共に現地調査を行いました。申請地は平成20年11月の許可条件のとおり通路として使用されていた事を確認しております。慎重審議のほど、よろしく願います。

議 長 これをもって提案理由の補足説明を終わります。
これより、質疑に入ります。

一色委員 平成20年に、自分も見たような記憶が有りますが、これは今まで伸びて、確認という事ですか。

事務局 平成20年11月に〇〇〇さんが農地を売った時に、この奥に〇〇さんの土地が有り、そこに行くためにどうしても通路が必要という事で、分筆して5条の転用で、〇〇〇さんから〇〇さんに転用許可を出して、所有権は移っていましたが、地目の変更登記だけをしないで、終わらしたという事です。〇〇さんが所有している分には問題なかったのですが、今回売買をする事になって、地目がまだ公簿上、田のままになっていたのも、その地目を変更しないと売買出来ないという事で、現況許可をお願いされた、という事です。転用手続きは終了しているので問題はないです。法務局、登記名簿のためだけの現況証明です。登記する時には、4条5条転用ですぐだとそのまま地目変更出来るのですけれども、何年か経過した場合、現況を確認する現況証明書も付けないと登記が出来ないという事です。法務局との取り決めで、現況証明を添付することになっていることから出されたものです。

議長 他になければ、これをもって、質疑を終了いたします。
これより、議案第2号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議はありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 本日の日程は、全て終了いたしました。
第13回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 ご起立ください。 「礼」

以上、報告1件、諮問1件、議案2件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

終了時刻 午前11時29分

上記第13回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名押印する。

平成24年 7月12日

上富良野町農業委員会長 (印)

上富良野町農業委員 (印)

上富良野町農業委員 (印)